

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

### 地域医療連携推進法人制度について（Q & A）

令和 5 年 5 月 19 日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）により医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正され、地域医療連携推進法人制度の一部見直しについて、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

見直し内容等については、「地域医療連携推進法人制度の見直しについて」（令和 6 年 1 月 17 日付医政発 0117 第 10 号厚生労働省医政局長通知）等により周知したところですが、今般の制度見直しに伴う公認会計士等による監査に関する Q & A を別添のとおり作成しましたので、ご了知の上、関係団体及び所管の地域医療連携推進法人へ周知していただきますようお願いいたします。

【公認会計士等による監査の対象法人】

Q 1 地域医療連携推進法人は、すべて公認会計士等による監査（外部監査）を受けなければならないのか。

A これまで、地域医療連携推進法人はすべて外部監査を受けることとされてきたが、今般の制度見直しにより、令和6年4月1日以降は、次のいずれにも該当する場合は、外部監査を受けなくてよいこととなる。

ア 定款に、参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めていること。

イ 以下の基準に該当しないこと

最終会計年度（医療法第70条の14により読み替えて準用する同法第51条第1項の事業報告書等につき、同じく読み替えて準用する同条第6項の承認を受けた直近の会計年度をいう。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上または最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上であること。

※ 例えば、病院等の開設等により地域医療連携推進法人の負債が50億円以上または事業収益が70億円以上となるような場合は、外部監査を受けなければならないこと。

【公認会計士等による監査の対象期間（年度途中の定款変更）】

Q 2 令和6年4月1日以降、3月31日決算日の地域医療連携推進法人であって、Q1のAにあるイを満たすものが、定款にQ1のAにあるアの内容を定め、X1年10月1日に定款変更の認可を受けた場合、X1年4月1日からX2年3月31日までの会計年度について外部監査を受けなければならないか。また、全期間が監査の対象となるのか。

A 当該会計年度の期間中に、定款にQ1のAのアの内容が定められていない期間がある場合は、その全期間を対象とした外部監査を受けなければならない。

【公認会計士等による監査の対象期間（令和6年4月1日より前の定款変更）】

Q 3 3月31日決算日の既設の地域医療連携推進法人であって、Q1のAにあるイを満たすものが、定款にQ1のAにあるアの内容を定め、令和6年3月31日までに定款変更の認可を受けた場合、令和6年4月1日から開始する会計年度について外部監査を受けなくてよいか。

A 令和6年4月1日から開始する会計年度について、外部監査を受けなくてよい（ただし、当該会計年度期間中に当該内容に係る定款を変更していないこと。）。